

ZIKU サービス利用規約

株式会社ジクウ（以下「ジクウ」といいます。）は、以下の条項により ZIKU サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、契約者に対して本サービスを提供します。契約者は、本サービス利用申込時において本規約に「同意する」意思表示をすることにより、以下の条項及び条件を承諾したことになります。利用者（第 1 条 1 項 5 号に定義します。）が、所属する会社を代表して本規約に同意する場合、本サービス（第 1 条 1 項 1 号に定義します。）を利用する際に適用される条件について会社を代表して拘束力のある合意をする権利を有するものであることを表明したことになります。

第1条 （用語の定義）

1. 本規約で使用する用語の意味は次のとおりであります。

- (1) 「本サービス」とは、ジクウが設計・開発し、ジクウに著作権の帰属する ZIKU サービス及びサーバ機能の総称をいいます。
- (2) 「開催イベント」とは、契約者が本サービスを利用して提供するイベントの総称で、契約者が主催するイベント、または、契約者がイベント主催者に代わって業務代行として行うイベントを指します。
- (3) 「利用契約」とは、本規約に基づき、ジクウと契約者との間で注文書によって締結される個別の注文内容（サービス内容、利用、期間等）のことをいいます。
- (4) 「月額利用料金」とは、基本利用料金、追加ブースや追加来場者等の価格表で月額単位での利用料金が設定されているものを総称していいます。
- (5) 「契約者」とは、本規約に基づく利用契約をジクウとの間で締結した者をいいます。
- (6) 「利用者」とは、本規約に基づき本サービスを利用する者をいいます。
- (7) 「利用契約等」とは、本規約及び利用契約を総称していいます。
- (8) 「主催者」とは、契約者が本サービスを利用して提供するイベントを主催する者で、契約者自身、及び契約者が業務代行として行うイベントを主催する者を総称していいます。
- (9) 「来場者」とは、開催イベントに参加するビジネスユーザーや消費者の総称をいいます。
- (10) 「出展者」とは、開催イベントに出展者として登録され、ブースを使用する者の総称をいいます。
- (11) 「ZIKU ユーザー」とは、本規約に基づく利用契約をジクウとの間で締結した開催イベントの主催者、来場者、出展者を総称していいます。
- (12) 「ユーザー情報」とは、ZIKU ユーザーが本規約に基づく利用契約をジクウとの間で締結した開催イベントの利用にあたり本サービスに登録した一切の個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に定める「個人情報」を指します。具体的には、ログイン用メールアドレス（連携する SNS に登録されるメールアドレスと個人識別子を含む）、氏名、勤務先メールアドレス、会社名、所属部署、役職、電話番号等）を指します。
- (13) 「利用情報」とは、展示会場入退場情報、展示ホール入退場情報、3D・2D 講演ロビー入退場情報、3D・2D 講演ホール入退場情報、3D・2D 講演資料閲覧、3D・2D 講演資料ダウンロード情報、3D・2D 展示ブース入退室情報、パネル・資料・動画閲覧情報、説明確認情報、テキストチャット関連情報、ボイスチャット関連情報、商談予約情報、一定時間無操作情報、ブラウザクローズ情報、アンケート内容、その他、ZIKU ユーザーの利用履歴情報等をいいます。
- (14) 「利用者情報」とは、「ユーザー情報」と「利用情報」を総称していいます。
- (15) 「サービス利用者」とは、契約者、主催者、出展者、来場者の総称をいいます。
- (16) 「利用環境」とは、本サービスの提供を受けるために契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器 及びソフトウェアの総称をいいます。

- (17) 「本サービス用設備」とは、ジクウが本サービスを提供するにあたり、ジクウまたはジクウが指定する業者が設定・運用・管理するデータセンター、ネットワークインフラ、サーバ機器、及びソフトウェアが正常動作するために必要なサーバアプリケーションの総称をいいます。
- (18) 本規約に定める「通知」の方法には、本規約内で別途の規定をしている場合を除き、書面、電磁的方法を含むものとします。

第2条 (本規約の適用等)

1. 本規約は、契約者とジクウの間は一切の關係に適用されます。
2. 本規約と利用契約の規定が異なるときは、利用契約の規定が本規約に優先して適用されます。
3. ジクウは、以下の場合に、ジクウの裁量により本規約を変更することができます。また、当該変更が効力を有する日の 15 日前までに、当該変更後の本規約の内容をジクウウェブサイト (www.ziku.inc) において告知いたします。
 - (1) 本規約の変更が、サービス利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
4. 前項の定めにより本規約が変更された場合、契約者に対し、当該変更後の本規約が適用されます。
5. 前項にかかわらず、新機能・新サービスの追加に伴う本規約への規定の追加については、契約者が新機能・新サービスの利用を申し込んだ時点から新機能・新サービスに関する規定が適用されるものとします。

第3条 (契約成立の成立)

1. 本サービスの利用を申込み者（以下「利用申込者」といいます。）がジクウ所定の手続きに従って本サービスの申込を行い、ジクウが申込を承諾したときに利用契約が成立します。なお、利用申込者は本規約の内容を承諾のうえ、かかる申込を行うものとし、利用申込者が申込を行った時点で、利用申込者は本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. ジクウは、次のいずれかに該当するときは、利用申込者の申込を承諾しないこと、又はジクウが一旦行った承諾を取消することができるものとします。
 - (1) 利用申込者が、ジクウに対して虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 利用申込者と利用契約を締結することによりジクウの業務遂行上又は技術上著しい支障が生じると判断した時
 - (3) その他、利用申込者の要求する納期が不当である場合や、利用申込者がジクウに提供すべき情報・データに不備がある場合など、ジクウが利用申込者利用契約を締結することが不適當であると判断したとき

第4条 (本サービス内容)

1. ジクウが契約者に提供する本サービスの機能、仕様等についてはジクウのホームページやジクウが別途定めるマニュアル、料金表を参照して下さい。
2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 第 29 条 (免責) に掲げる場合を含め、本サービスにジクウに起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) ジクウに起因しない本サービスの不具合については、ジクウは一切その責を免れること

第5条 (契約者の権利の範囲)

1. 利用契約の締結により、ジクウが契約者に付与する権利は、契約者が通信端末等を用いて本サービスにアクセスし開催イベントを提供するために利用する非独占的権利であり、契約者は、本サービスに関する著作権、商標権及びその他の全ての知的財産権がジクウ又はその他のライセンサーに独占的に帰属することを承諾するものとします。
2. 契約者は、本サービスに関して複製、改変もしくはリバースエンジニアリング、リバースアセンブル、又はリバースコンパイルその他これに類する行為を行わないものとします。

第6条 (利用開始)

1. 本サービスの利用開始に関しては、ジクウが、契約者或いは契約者が指定したジクウのパートナーから「注文書」を受領したことを確認し（電子的手段を含む）、契約者が指定したサービス利用開始日までに、指定した本サービス代表ユーザーに対して本サービスの利用環境ドメイン、代表ユーザーID、仮パスワード、及び本サービス利用開始日を「ジクウサービス利用開始通知書」によって通知します。
2. 契約者は、本サービスの利用環境は、上記の本サービス利用開始日に生成され、本サービスの提供は当該日以降に開始するものであることを了承するものとします。

第7条 (利用期間等)

1. 本サービスの利用期間は、前条第1項に定める利用開始日から注文書に定める期間までとします。なお、利用期間終了日の翌日から30日間は、データ（利用者情報）ダウンロードのみ可能な期間とします。
2. 契約者は、前項に定める利用期間中に利用契約の解約を行う場合は、第17条（契約者からの利用契約の解約）の規定に従うことに加え、ジクウが定める期間までに、利用期間満了日までの残余期間に対する料金の未払い分がある場合は、当該金額を一括してジクウに支払うものとします。
3. 本サービスの利用期間中に、本サービスを同一開催イベントのために追加で申込みする場合には、追加分の利用期間は、当該開催イベントのサービスの利用期間の終了日まで有効なものとします。

第8条 (カスタマーサポート)

1. ジクウは、契約者及び主催者に対する無償サポートとして、本サービスに関する以下の問合せの範囲において電子メール・電話によってカスタマーサポートデスクが対応するサポートサービス（以下「サポート」といいます。）を提供します。
 - (1) 本サービスの操作方法、障害・問題の指摘を含む、各種問合せに対するサポート
 - (2) バージョンアップメンテナンス連絡
 - (3) 不具合、障害の報告
2. 契約者、主催者の個別の環境に関する助言及び調査等は無償サポートの範囲外となり、有償サポートの範囲となります。有償サポートの内容については、個別契約の定めに従うものとします。
3. サポートは、原則として、日本の祝日及びジクウの規定する休業日を除く、月曜日から金曜日までの10:00から18:00の時間内に、契約者がジクウに対してサポート対象として届け出た本サービスの契約者及び主催者に対して提供されます。
4. 契約者は、サポートの内容及びその結果について、ジクウが契約者及び主催者に対して何らの保証も行わないことを承諾するものとします。
5. 契約者は、契約者、主催者の問合せ内容等によっては、ジクウによるサポートとしての助言が即時になされない場合もあることをあらかじめ了承するものとします。
6. ジクウは、契約者及び主催者に対してのみサポートを提供するものであり、契約者及び主催者以外の第三者に対するサポートは一切行わないものとします。

7. 契約者は、本サービスの利用に関する運用・導入担当者をあらかじめ書面にてジクウへ届け出るものとし、本サービスの利用に関するジクウとの連絡・確認等は、原則として運用・導入担当者を通じて行うものとします。
8. 契約者は、ジクウに届け出た運用・導入担当者に変更が生じた場合、ジクウに対して速やかに当該変更の事実を届け出るものとします。

第9条 (発注)

1. 契約者はジクウに対し、利用期間中において本サービスの追加を要求することができるものとします。ジクウは、当該要求に対応可能であると判断した場合には、別途定める手続きに従って追加を承諾するものとします。

第10条 (利用料金等)

1. 本サービスの利用料金及びその算定方法等は、ジクウが別途定める料金表のとおりとします。
2. 契約者は、利用料金及びこれにかかる消費税・地方消費税（以下「利用料金等」といいます。）を、利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払いを完了しない場合、本サービスの提供を停止することができるものとします。
3. 利用期間において、第15条（本サービスの中断又は停止）に定める本サービスの提供の中断、停止がなされた等の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は利用期間中の利用料金の支払いを要します。

第11条 (利用料金の追加請求)

1. 本サービスにおいて、契約者の利用した実績をジクウは測定・集計し、利用契約における利用枠を超えた場合については、別途指定された支払方法に基づいて追加料金を請求するものとします。
2. 契約者は、契約期間中に利用枠の減枠はできないものとします。

第12条 (利用料金の支払方法)

1. 契約者は、本サービスの利用料金等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、利用料金等の支払に必要な振込手数料、その他の費用は、契約者の負担とします。
 - (1) 銀行振込により決済する場合
契約者が、ジクウからの請求書に従い、ジクウが指定する期日までに、ジクウ又はジクウ指定の銀行口座に支払う方法
 - (2) その他の場合
ジクウと契約者が合意した方法
2. 前項の定めにかかわらず、契約者が本サービスをジクウのパートナー経由で利用する場合は、支払方法に関しては、契約者とパートナー間の定めに従うものとします。

第13条 (本サービスで利用されるコンテンツの権利の帰属)

1. 本サービスに関する知的財産権は全てジクウ又はジクウにライセンスを許諾している者に帰属しており、本サービスの利用によって、本サービスに関するジクウ又はジクウにライセンスを許諾している者の知的財産権の使用が許諾されるものではありません。
2. サービス利用者が、本サービスに登録するコンテンツについて、自らが登録その他送信することについての適法な権利を有していること、及びコンテンツが第三者の権利を侵害していないことについて、契約者はジ

クウに対して保証するものとします。

3. ジクウは、本サービスに登録するコンテンツについて、本サービスの円滑な提供、構築・改良・メンテナンス等に必要範囲内で、変更その他の改変を行うことができるものとします。

第14条 (是正の要求等)

1. 契約者が利用契約に違反したとジクウが認めた場合、ジクウは契約者に対し、事前に通知又はその事由を説明したうえで（緊急を要する場合は、事前に契約者にその旨を通知せずに）、下記の措置もしくはその組み合わせの措置を講ずることができるものとします。なお、ジクウは当該措置により生じた契約者及び第三者の損害につき一切責任を負わないものとします。
 - (1) 第三者との間で問題が発生した場合、解消に向けた協議を当事者間で行うよう要請すること
 - (2) 利用契約に違反する行為の停止を要求すること
 - (3) 本サービスを利用してインターネット上に公開した情報を削除するよう要請すること
 - (4) 本サービスを停止すること

第15条 (本サービスの中断又は停止)

1. ジクウは、天災事変又は本サービスの障害等による非常事態が発生、又は発生するおそれがあり、事前に契約者に通知することが困難であると判断される場合は、契約者に事前に通知することなく、契約者等に対する本サービスの提供の全部又は一部を中止する措置をとることができるものとします。
2. ジクウは、随時、本サービスの機能を変更又は中止することができるものとします。なお、重要な変更内容及び中止については事前に利用者に通知をします。
3. ジクウは、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
4. ジクウは、契約者が第18条（ジクウからの利用契約の解約）に該当する場合には、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
5. ジクウは前項に基づく本サービスの提供の中止によって生じた契約者等及び第三者の損害につき一切責任を負わないものとします。

第16条 (本サービスの廃止)

1. ジクウは、天災事変等の不可抗力により本サービスを提供できない場合等、運営上やむを得ない理由で本サービスの全部又は一部を廃止できるものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
2. ジクウは前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、契約者に対して当該廃止が効力を有する日の60日前までに、その旨を通知します。ただし、天災地変等の不可抗力により、契約者に対する事前の通知が不可能である場合にはこの限りではありません。
3. ジクウは本サービスの廃止の際、前各項の手続を経ることで、廃止に伴う契約者等からの損害賠償等の支払義務を免れるものとします。

第17条 (契約者からの利用契約の解約)

1. 契約者が利用契約を解約する場合、ジクウに対して30日前までに書面にて申し出なければならないものとします。

第18条 (ジクウからの利用契約の解約)

1. 契約者が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合、ジクウは契約者に何らの通知・催告を要せず直ちに本サービスの提供を一時中断し、又は利用契約を解約できるものとします。
 - (1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (2) 利用料金等の支払期限を徒過したとき
 - (3) 差押え、仮押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申し立てがあったとき、又は解散して清算手続もしくは特別清算手続に入ったとき
 - (5) 事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - (6) 利用契約成立後に第 23 条（禁止事項）第 1 項各号のいずれかに該当することが判明したとき、その他本規約の条項に反したとき
2. 契約者は、前項に基づくジクウによる利用契約の解約があった時点において未払の利用料金等又は遅延損害金がある場合には、ジクウが定める日までにこれを支払うものとします。

第19条 （契約終了後の処理）

1. ジクウは、利用契約が終了した場合、本サービスの提供にあたって契約者から受領した資料等及び本サービス用設備に記録されたデータ（利用者情報を含む）を、利用契約終了後第 7 条（利用期間等）1 項に定める期間を経てジクウの責任で消去するものとします。ただし、バックアップデータに関しては、ジクウのバックアップポリシーに基づいた保管期間終了時に消去されるものとします。

第20条 （自己責任の原則）

1. 契約者は、主催者、出展者及び来場者が本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問いません。本条において以下同じ。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報については、契約者の責任で提供されるものであり、ジクウはその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、契約者がその故意又は過失によりジクウに損害を与えた場合、ジクウに対して、当該損害の賠償を行うものとします。
4. ジクウの提供する本サービスの契約者の使用目的への適合性については、契約者自らが責任をもって確認するものとします。
5. 契約者は、本サービスの利用に際しては、十分な注意をもってこれを利用するものとし、利用のための操作及びその結果についてはすべて契約者が責任を負うものとします。
6. 契約者がダウンロードその他の方法で本サービスを通じて取得したすべてのデータは、契約者自身の責任において利用するものとし、当該データをダウンロードしたことに起因して契約者のコンピュータシステムに発生した損害等については、ジクウは損害賠償責任を負わないものとします。

第21条 （利用環境）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、ジクウが定める条件にて契約者の利用環境を設定し、利用環境を維持するものとします。
2. 契約者は、ジクウサービスと接続するシステム環境（ブラウザや API 接続のためのプログラミング言語、コンピューティングデバイス）において、システム提供ベンダーが正式にサポートしているバージョンを利用

し、セキュリティを確保しなければならないものとします。

3. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して利用環境をインターネットに接続するものとします。

第22条 (ユーザーID 及びパスワード)

1. 契約者は、本サービスのユーザーID 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）し、主催者、出展者、来場者に対しても、同様に管理させるものとします。
2. ユーザーID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりサービス利用者自身及びその他の者が損害を被った場合、ジクウは一切の責任を負わないものとします。
3. 第三者が契約者のユーザーID 及びパスワードを用いて本サービスを利用した場合、当該利用は全て契約者によるものとみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金等の支払いその他の債務一切を負担するものとします。また当該利用によりジクウが損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとします。ただしジクウの故意又は過失によりユーザーID 及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第23条 (禁止事項)

1. 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。また、契約者は、主催者、出展社、来場者に以下の行為を行わせないことを保証します。
 - (1) ジクウ又は第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) ジクウの許可を得ていない第三者に本サービスを利用させる行為
 - (3) イベント契約数のライセンスを超えて複数回のイベントを開催する行為、複数のイベントに分割して利用する行為
 - (4) 1つの講演枠で複数の講演を行う行為
 - (5) 法令もしくは公序良俗に違反し、又はジクウもしくは第三者に不利益を与える行為
 - (6) 個人情報のうち、要配慮個人情報、機微（センシティブ）情報、特定個人情報に該当する情報を集める行為
 - (7) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (8) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (9) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (10) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (12) 本サービスに対して負荷テストやそれに類する負荷をかける行為
 - (13) 本サービスと同種又は類似の業務を行い、ジクウと競合する行為
 - (14) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (15) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (16) 第31条（反社会的勢力等の排除）に定める表明及び保証に違反するような行為
 - (17) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
2. ジクウは、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに契約者に通知するものとします。

3. ジクウは、本サービスの利用に関して、サービス利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又はサービス利用者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部もしくは一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、ジクウは、サービス利用者の行為又はサービス利用者が提供又は伝送するデータ等を監視する義務を負うものではありません。

第24条 (善管注意義務)

1. ジクウは、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約に別段の定めがあるときはこの限りではないものとします。

第25条 (本サービス用設備保守及びセキュリティ対応)

1. ジクウは、本サービス用設備の保全及び情報セキュリティ対策を、ジクウが合理的と判断する範囲で行います。
2. ジクウは、可能な限りにおいて契約者によるセキュリティに関する監査の受入・対応を行うものとします。監査の時期、頻度、公開内容等は、ジクウ及び契約者が協議の上、決定するものとします。

第26条 (障害等)

1. ジクウは、本サービスに障害が生じ、又は滅失したことをジクウが知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知し、速やかにその障害箇所を修理・復旧するものとします。
2. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及びジクウはそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第27条 (サービスの保証)

1. ジクウが契約者に対して提供する本サービスは、ジクウがその時点で保有している状態で提供しており、契約者が予定している利用目的への適合性、バグ等の不具合がないことを保証するものではないことを契約者は承諾するものとします。
2. ジクウは本サービスについてのバグ等の不具合の修正、改良等の実施を原則即時に、最大限の努力をもって行いますが、即時に対応できない場合があることを契約者は承諾するものとします。
3. 本サービスは本サービス用設備の故障の修理を完全に保証するものではないことを契約者は承諾します。
4. ジクウは、データバックアップ機器の稼動状態の監視を行いますが、本サービスに保存されたデータの完全性を保証するものではないものとします。

第28条 (損害賠償の制限)

1. ジクウの責に帰すべき事由により契約者が本サービスの全てを24時間以上継続して利用不能となった旨の契約者からの申し出があった場合であって、ジクウが当該事実を認めたときは、ジクウは当該利用不能になった期間と同等の期間、利用契約に定める利用期間を延長することをもって、契約者に発生した損害を補填するものとします。
2. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、ジクウが契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、ジクウの責に帰すべき事由により又はジクウが利用契約等に違反したことが直接の原因となって契約者に現実発生した通常の損害に限定され、ジクウの損害賠償の額は、当該請求の原因事実が発生した利用契約の契約金額（ただし、第7条（利用期間等）1項

に定める利用期間が6か月を超える場合は、6か月分の月額利用料金を上限とします。

3. 契約者のジクウに対する損害賠償請求は、第26条（障害等）に従いジクウが対応措置を実施しなかったときに限り行なえるものとします。なお、ジクウの責に帰すことができない事由から生じた損害、ジクウの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益についてジクウは賠償責任を負わないものとします。

第29条 （免責）

1. 本サービス又は利用契約等に関してジクウが負う損害賠償の責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、ジクウは、以下の事由によりサービス利用者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災事変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 利用環境の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等、契約者等の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等、インターネット接続サービスの性能に起因する損害
 - (4) ジクウが導入しているコンピュータウィルス対策ソフトの開発元、又はサービス提供者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等が提供されていない種類のコンピュータウィルスが本サービス用設備に侵入した場合に起因する損害
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) ジクウが定めるセキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうちジクウが製造に関わっていないソフトウェア及びハードウェアに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備のうち、ジクウが製造に関わっていないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく 強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) その他ジクウの責に帰すべからざる事由
2. ジクウは、サービス利用者がイベントサービスにおいて、本サービスを利用することにより、契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切の責任を負わないものとします。

第30条 （秘密保持）

1. 契約者及びジクウは、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨をあらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持責務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者がすでに保有しているもの
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及びジクウは、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することが

できるものとし、この場合、契約者及びジクウは、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとし、

4. 前各項の定めにかかわらず、個人情報に関連する取扱い業務の再委託については、ジクウは第 37 条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者の秘密情報を開示することができるものとし、ただしこの場合、ジクウは再委託先に対して、本条に基づきジクウが負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとし、
5. ジクウは、契約者との利用契約及びその他契約・規定に従うほかで、本サービス用設備にてジクウが保管している契約者の情報資産を開示、移動、アクセス、使用を行わないものとし、
6. ジクウは、ジクウが本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとし、
7. 前各項の定めにかかわらず、契約者は、ジクウが契約者への報告、サービス向上施策のための調査、一部オプション機能の提供を目的に、ジクウが保有するサーバ上のアクセスログ、データ等、及びサービス利用者が本サービスを利用して管理するデータの一部（企業名、ドメイン名等。個人を特定できるものではない情報に限る。）を使用することを承諾するものとし、

第31条 （反社会的勢力等の排除）

1. 契約者は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」にいう暴力団及びその関係団体等（以下「反社会的勢力」という）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと及び自己が反社会的勢力の構成員でないことを表明します。
2. 契約者が上に定める事項のいずれかに違反することが判明した場合、ジクウは、何らの催告を要することなく本登録を解除して、本サービスの提供を中止することができます。かかる解除に起因して契約者に何らかの損害が生じた場合であっても、ジクウは、契約者に対し、何ら責任を負わないものとし、

第32条 （個人情報の取扱い）

1. ジクウの個人情報保護（個人情報とは、個人に関する情報であり、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述 又は個人別に付与された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声によりその個人を識別できるもの（この情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより個人を識別できるものを含む）をいいます。）についての基本方針は、別に定めるプライバシーポリシーに基づいています。
2. 前項にかかわらず、契約者、主催者、出展者が本サービスの利用に関連して知り得た個人情報については、ジクウとは独立した契約者、主催者、出展者の定める個人情報の保護に関する規定やデータの収集の規定によります。契約者は、主催者、出展者に個人情報保護法及びその他契約者、主催者、出展者に適用される個人情報に関する国が定める指針や規範を遵守させるものとし、ジクウは、これらの契約者の規定や活動に対していかなる義務や責任も負いません。
3. 契約者は、来場者に対して、個人情報の取扱いに関して適切な配慮を行わなければならないものとし、具体的には、本サービスのフォームを経由して取得する個人情報の利用目的を当該フォーム又は WEB ページ上で明瞭に（該当ページのリンク URL を貼るのみは原則不可）記載しなければならないものとし、
4. ジクウは、契約者が前項の規定に従い、適切な配慮を行っているかどうかについて定期的に調査するものとし、調査の結果、契約者に対して必要な是正を要請した場合には、契約者は当該是正要請に対して、真摯に協議に応じるものとし、

第33条 (遅延損害金)

1. 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、ジクウが指定する期日までにジクウの指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第34条 (変更通知)

1. 契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他契約者にかかわる事項に変更があるときは、ジクウの定める方法により変更予定日の14日前までにジクウに通知するものとします。
2. ジクウは、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第35条 (通知)

1. ジクウから契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又はジクウのホームページに掲載するなど、ジクウが適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、ジクウから契約者への通知を電子メールの送信又はジクウのホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 契約者は、ジクウからの通知内容が、主催者、出展者、来場者に関係する場合は、契約者の責任において、主催者、出展者、来場者へ告知、連絡するものとします。

第36条 (権利義務譲渡の禁止)

1. 契約者は、あらかじめジクウの書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

第37条 (再委託)

1. ジクウは、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部をジクウの判断にて第三者に再委託することができます。この場合、ジクウは、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第30条(秘密保持)及び第32条(個人情報の取扱い)のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定のジクウの義務と同等の義務を負わせるものとします。

第38条 (合意管轄)

1. 本規約及びこれに基づく利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第39条 (準拠法)

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第40条 (協議等)

1. 本規約及び利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上 解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとします。

改訂履歴表

項番	変更年月日	効力発生 年月日	改定内容
1	2022/08/23	2022/08/23	新設
2	2023/09/26	2023/09/26	(利用期間等) 契約期間の定めを変更 (損害賠償の制限) 賠償上限の利用期間を変更
3	2024/07/12	2024/08/01	(秘密保持) 第 5 項に、契約者の情報資産の取扱いに関する記載を追加